

食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件

○消費者庁
厚生労働省 告示第一号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十二條第一項の規定に基づき、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成十五年厚生労働省告示第三百一号）の一部を次の表のように改正し、改正法の施行の日から適用する。

令和五年十月三十一日

消費者庁長官 新井ゆたか

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後

第一 監視指導の実施に関する基本的な方向

一 行政、食品関連事業者及び消費者の役割分担

食品の安全性の確保に関しては、国及び都道府県等が監視指導その他の様々な施策を総合的に策定し、実施する責務を有するもの、食品の安全性はこうした行政の施策のみにより実現されるものではなく、食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号。以下「基本法」という。）第八条第一項に規定されているとおり、食品等の生産、輸入、販売等に携わる食品関連事業者が、消費者に食品等を供給する者として、食品の安全性を確保する第一義的責任を有している。

加えて、食品等事業者（法第三条第一項に規定する食品等事業者をいう。以下同じ。）については、法第三条に規定されているとおり、知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施、記録の作成及び保存等の努力義務を有している。さらに、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）により、法第五十一條第二項、と畜場法第六條第二項及び第九條第二項並びに食鳥処理法第十一条第二項の規定に基づく公衆衛生上必要な措置（以下「HACCPに沿った衛生管理」という。）が制度化された。HACCPに沿った衛生管理の制度化により、食品等事業者のうち、法第五十一條第一項に規定する営業をする者（以下「営業者」という。）、と畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等並びに食鳥処理業者は衛生管理計画及び手順書を作成し、当該衛生管理計画及び手順書に沿った衛生管理の実施並びに衛生管理の実施状況に係る記録の作成及び保存が求められることとされ、衛生管理の実施に係る第一義的責任の内容が明確化された。

また、消費者も、家庭内での食中毒の発生を防止する等の観

改正前

第一 監視指導の実施に関する基本的な方向

一 行政、食品関連事業者及び消費者の役割分担

食品の安全性の確保に関しては、国及び都道府県等が監視指導その他の様々な施策を総合的に策定し、実施する責務を有するもの、食品の安全性はこうした行政の施策のみにより実現されるものではなく、食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号。以下「基本法」という。）第八条第一項に規定されているとおり、食品等の生産、輸入、販売等に携わる食品関連事業者が、消費者に食品等を供給する者として、食品の安全性を確保する第一義的責任を有している。

加えて、食品等事業者（法第三条第一項に規定する食品等事業者をいう。以下同じ。）については、法第三条に規定されているとおり、知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施、記録の作成及び保存等の努力義務を有している。さらに、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）により、法第五十條の二第二項、と畜場法第六條第二項及び第九條第二項並びに食鳥処理法第十一条第二項の規定に基づく公衆衛生上必要な措置（以下「HACCPに沿った衛生管理」という。）が制度化された。HACCPに沿った衛生管理の制度化により、食品等事業者のうち、法第五十條の二第二項に規定する営業をする者（以下「営業者」という。）、と畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等並びに食鳥処理業者は衛生管理計画及び手順書を作成し、当該衛生管理計画及び手順書に沿った衛生管理の実施並びに衛生管理の実施状況に係る記録の作成及び保存が求められることとされ、衛生管理の実施に係る第一義的責任の内容が明確化された。

また、消費者も、家庭内での食中毒の発生を防止する等の観

点から、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深め、適切に食品を選択し、均衡のとれた食生活を送ることのほか、食品の安全性の確保に関する施策に意見を表明するよう努めるなど、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすことが期待されている。

こうした役割分担を前提として、国及び都道府県等は、食品等事業者がその責務を果たし、安全な食品等を供給しているか否かを確認するため、監視指導を実施する。ただし、監視指導の国際的な整合性及び全国的な平準化を図る観点から、国は国際的な基準を踏まえて法第五十一条第一項の規定に基づく基準を定めるとともに、同基準の具体的な運用についても継続的に検討する。また、特に同項第二号に規定する小規模な営業者その他の政令で定める営業者（第二の一及び第三の一の1において「小規模営業者等」という。）が円滑にHACCPに沿った衛生管理を実施し、かつ、都道府県等が平準化した監視指導を実施することを担保するため、国は手引書の整備を進める。

なお、平成十五年改正法により法第二条に明記されたとおり、国及び都道府県等は、監視指導の実施以外に、知識の普及、情報収集、検査能力の向上、人材育成等を実施する責務を有するとともに、食品衛生に関する施策についての情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図ることとされており、これらの着実な実施を図る。

二、四（略）

第二 監視指導の実施体制等に関する事項

一（略）

二 厚生労働省、消費者庁、都道府県等その他関係機関相互の連携体制の確保

都道府県等の監視指導の実施に当たって、法第二十一条の規定等に基づき、厚生労働省、消費者庁、他の都道府県等その他関係機関との連携を確保することは、特に、複数の都道府

点から、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深め、適切に食品を選択し、均衡のとれた食生活を送ることのほか、食品の安全性の確保に関する施策に意見を表明するよう努めるなど、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすことが期待されている。

こうした役割分担を前提として、国及び都道府県等は、食品等事業者がその責務を果たし、安全な食品等を供給しているか否かを確認するため、監視指導を実施する。ただし、監視指導の国際的な整合性及び全国的な平準化を図る観点から、国は国際的な基準を踏まえて法第五十条の二第一項の規定に基づく基準を定めるとともに、同基準の具体的な運用についても継続的に検討する。また、特に同項第二号に規定する小規模な営業者その他の政令で定める営業者（第二の一及び第三の一の1において「小規模営業者等」という。）が円滑にHACCPに沿った衛生管理を実施し、かつ、都道府県等が平準化した監視指導を実施することを担保するため、国は手引書の整備を進める。

なお、平成十五年改正法により法第二条に明記されたとおり、国及び都道府県等は、監視指導の実施以外に、知識の普及、情報収集、検査能力の向上、人材育成等を実施する責務を有するとともに、食品衛生に関する施策についての情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図ることとされており、これらの着実な実施を図る。

二、四（略）

第二 監視指導の実施体制等に関する事項

一（略）

二 厚生労働省、消費者庁、都道府県等その他関係機関相互の連携体制の確保

都道府県等の監視指導の実施に当たって、法第二十一条の規定等に基づき、厚生労働省、消費者庁、他の都道府県等その他関係機関との連携を確保することは、特に、複数の都道府

県等が関係する広域的な食中毒事案が発生した場合や、都道府県等の区域を超えて広域的に流通する食品等であつて輸入食品等以外のもの（以下「広域流通食品等」という。）及び輸入食品等の監視指導において重要である。

このため、厚生労働省は、本省と地方厚生局のそれぞれにおいて、都道府県等の食品衛生担当部局との連絡及び連携体制を確保するとともに、広域的な食中毒事案の発生状況、広域流通食品等に係る違反情報、輸入食品等の輸入時検査における違反情報、輸入者に対する処分内容等について、関係する都道府県等の食品衛生担当部局に情報提供し、必要に応じて連携して対応する。さらに、同省は、食中毒事案の原因調査等について専門的な知見を踏まえて実施できるよう、本省及び地方厚生局と国立感染症研究所及び国立医薬品食品衛生研究所それぞれの連絡及び連携体制を確保する。

消費者庁は、都道府県等の食品衛生担当部局等との連絡及び連携体制を確保するとともに、広域流通食品等に係る違反状況について、関係する都道府県等の食品衛生担当部局等に情報提供し、必要に応じて連携して対応する。

また、都道府県等の食品衛生担当部局は、他の都道府県等の食品衛生担当部局との間において、連絡及び連携体制を確保する。特に、食中毒事案の発生状況や食品の流通状況等を踏まえて関係する都道府県等の食品衛生担当部局との間においては、より緊密な連絡及び連携体制を確保する。さらに、都道府県等は、食中毒事案の原因調査等について専門的な知見を踏まえて実施できるよう、食品衛生担当部局と地方衛生研究所との連絡及び連携体制を確保する。

三 広域的な食中毒事案発生時の関係機関相互の連携体制の確保
複数の都道府県等が関係する広域的な食中毒事案が発生した場合には、適切に原因調査、情報共有等の対応が行われるよう

県等が関係する広域的な食中毒事案が発生した場合や、都道府県等の区域を超えて広域的に流通する食品等であつて輸入食品等以外のもの（以下「広域流通食品等」という。）及び輸入食品等の監視指導において重要である。また、総合衛生管理製造過程の承認を受けた施設への監視指導の実施に当たっては、厚生労働省の地方厚生局との連携を確保することが必要となる。

このため、厚生労働省は、本省と地方厚生局のそれぞれにおいて、都道府県等の食品衛生担当部局との連絡及び連携体制を確保するとともに、広域的な食中毒事案の発生状況、広域流通食品等に係る違反情報、輸入食品等の輸入時検査における違反情報、輸入者に対する処分内容等について、関係する都道府県等の食品衛生担当部局に情報提供し、必要に応じて連携して対応する。さらに、同省は、食中毒事案の原因調査等について専門的な知見を踏まえて実施できるよう、本省及び地方厚生局と国立感染症研究所及び国立医薬品食品衛生研究所それぞれの連絡及び連携体制を確保する。

消費者庁は、都道府県等の食品衛生担当部局等との連絡及び連携体制を確保するとともに、広域流通食品等に係る違反状況について、関係する都道府県等の食品衛生担当部局等に情報提供し、必要に応じて連携して対応する。

また、都道府県等の食品衛生担当部局は、他の都道府県等の食品衛生担当部局との間において、連絡及び連携体制を確保する。特に、食中毒事案の発生状況や食品の流通状況等を踏まえて関係する都道府県等の食品衛生担当部局との間においては、より緊密な連絡及び連携体制を確保する。さらに、都道府県等は、食中毒事案の原因調査等について専門的な知見を踏まえて実施できるよう、食品衛生担当部局と地方衛生研究所との連絡及び連携体制を確保する。

三 広域的な食中毒事案発生時の関係機関相互の連携体制の確保
複数の都道府県等が関係する広域的な食中毒事案が発生した場合には、適切に原因調査、情報共有等の対応が行われるよう

、関係機関は相互に連携を図りながら協力しなければならぬ。このため、法第二十一条の三に規定する広域連携協議会を設け、運営することにより、監視指導の実施に当たつての連絡及び連携体制を平常時から整備し、また、広域的な食中毒事案が発生し、必要があると認めるときは、法第六十六条の規定に基づき、広域連携協議会を開催し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議する。

四・五 (略)

第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

都道府県等は、全国的な食品等の生産、製造、流通等の状況、違反状況及び食品衛生上の問題発生状況に加え、当該都道府県等の区域におけるこれらの状況を分析及び評価し、当該都道府県等の監視指導の実施体制を含めた実行可能性も考慮の上、近隣都道府県等とも連携を図りながら、当該地域の実情を勘案した都道府県等食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定するとともに、当該監視指導計画に従い監視指導を実施する。

特に、次に掲げる事項に留意して監視指導計画の策定及び監視指導の実施を図る。

なお、都道府県等は、原則毎年度、監視指導計画の策定に際し、全国的な食品等の生産、製造、流通等の状況、違反状況及び食品衛生上の問題発生状況に加え、当該都道府県等の区域におけるこれらの状況を分析及び評価を行うこととするが、二及び九において記載することとしている事項に関する状況の分析及び評価については、地域の実情や監視指導内容を踏まえ、当該都道府県等の判断により、必要に応じた頻度で行うことができる。

一 重点的に監視指導を実施すべき項目

、関係機関は相互に連携を図りながら協力しなければならぬ。このため、法第二十一条の三に規定する広域連携協議会を設け、運営することにより、監視指導の実施に当たつての連絡及び連携体制を平常時から整備し、また、広域的な食中毒事案が発生し、必要があると認めるときは、法第六十条の二の規定に基づき、広域連携協議会を開催し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議する。

四・五 (略)

第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

都道府県等は、全国的な食品等の生産、製造、流通等の状況、違反状況及び食品衛生上の問題発生状況に加え、当該都道府県等の区域におけるこれらの状況を分析及び評価し、当該都道府県等の監視指導の実施体制を含めた実行可能性も考慮の上、近隣都道府県等とも連携を図りながら、当該地域の実情を勘案した都道府県等食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定するとともに、当該監視指導計画に従い監視指導を実施する。

特に、次に掲げる事項に留意して監視指導計画の策定及び監視指導の実施を図る。

一 重点的に監視指導を実施すべき項目

1 (略)

1 一般的な共通事項

法第六条各号、法第十条及び法第十三条第三項に該当する食品等でないこと及び法第十二条の規定に基づき定められた添加物であることの確認を行うとともに、法第十三条第一項及び法第十八条第一項の規定に基づき定められた食品等の規格又は基準、法第十九条第一項の規定に基づき定められた器具又は容器包装に関する表示の基準、法第五十条第一項の規定に基づき定められた基準、法第五十一条の規定に基づき定められた衛生管理の措置等並びに法第五十四条の規定に基づき定められた施設基準についての適合を確認し、その遵守を徹底する。

食品の製造段階、加工段階及び調理段階における監視指導に当たっては、一般的衛生管理及びHACCPに沿った衛生管理を実施するための衛生管理計画及び手順書並びに衛生管理の実施状況の記録について、営業者が適切に作成できるよう指導するとともに、営業者が作成した衛生管理計画及び手順書の内容を確認する。特に、小規模営業者等については、HACCPに沿った衛生管理を実施することができるよう、厚生労働省が内容を確認した手引書を用いて指導を行う。また、食中毒予防の観点から、大規模調理施設（概ね同一メニューを一回三百食以上又は一日七百五十食以上調理する食品等事業者の施設をいう。以下この1において同じ。）のほか、大規模調理施設に該当しないものであっても、病者、高齢者や児童等が主に利用する施設である病院、社会福祉施設や学校給食施設等に関しては、重点を置いて監視指導を実施する。

食品表示基準（食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令

1 (略)

1 一般的な共通事項

法第六条各号、法第十条及び法第十三条第三項に該当する食品等でないこと及び法第十二条の規定に基づき定められた添加物であることの確認を行うとともに、法第十三条第一項及び法第十八条第一項の規定に基づき定められた食品等の規格又は基準、法第十九条第一項の規定に基づき定められた器具又は容器包装に関する表示の基準、法第五十条第一項の規定に基づき定められた基準、第五十一条の規定に基づき定められた衛生管理の措置等並びに法第五十一条の規定に基づき定められた施設基準についての適合を確認し、その遵守を徹底する。

加えて、食品表示基準（食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年

第十一号) 第五条第一項に定める事項に係るものに限る。) についての適合を確認し、その遵守を徹底する。

と畜場法第五条の規定に基づくと畜場の構造設備の基準、同法第六条の規定に基づき定められたと畜場の衛生管理の措置等及び同法第九条の規定に基づくと畜業者等の講ずべき衛生措置の措置等についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、同法第十四条の規定に基づき適切にと畜検査を実施する。

食鳥処理法第五条第二項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の基準並びに食鳥処理法第十一条の規定に基づく衛生管理等の措置等についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、食鳥処理法第十五条の規定に基づき適切に食鳥検査を実施する。

と畜検査員にあつてはと畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等、食鳥検査員にあつては食鳥処理業者が作成した衛生管理計画及び手順書の内容が科学的に妥当か検証を行う。特に、食鳥検査員にあつては、食鳥処理法第十六条第一項の認定を受けた食鳥処理業者がHACCPに沿った衛生管理を実施することができるよう、厚生労働省が内容を確認した手引書を用いて指導を行う。

内閣府令第十一号) 第五条第一項に定める事項に係るものに限る。) についての適合を確認し、その遵守を徹底する。

また、と畜場法第五条の規定に基づくと畜場の構造設備の基準、同法第六条の規定に基づき定められたと畜場の衛生管理の措置等及び同法第九条の規定に基づくと畜業者等の講ずべき衛生措置の措置等についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、同法第十四条の規定に基づき適切にと畜検査を実施する。

さらに、食鳥処理法第五条第二項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の基準並びに食鳥処理法第十一条の規定に基づく衛生管理等の措置等についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、食鳥処理法第十五条の規定に基づき適切に食鳥検査を実施する。

食品の製造段階、加工段階及び調理段階における監視指導に当たっては、一般的衛生管理及びHACCPに沿った衛生管理を実施するための衛生管理計画及び手順書並びに衛生管理の実施状況の記録について、営業者が適切に作成できるよう指導するとともに、営業者が作成した衛生管理計画及び手順書の内容を確認する。特に、小規模営業者等については、HACCPに沿った衛生管理を実施することができるよう、厚生労働省が内容を確認した手引書を用いて指導を行う。

なお、と畜検査員にあつてはと畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等、食鳥検査員にあつては食鳥処理業者が作成した衛生管理計画及び手順書の内容が科学的に妥当か検証を行う。特に、食鳥検査員にあつては、食鳥処理法第十六条第一項の認定を受けた食鳥処理業者がHACCPに沿った衛生管理を実施することができるよう、厚生労働省が内容を確認した手引書を用いて指導を行う。また、食中毒予防の観点から、大規模調理施設(概ね同一メニューを一回三百食以上又は一日七百五十食以上調理する食品等事業者の施設をいう。以下この1において同じ。)のほか、大規模調理施設に該当し

法第五十六条第一項の規定により許可営業者の地位が承継されたとき又は食鳥処理法第七条第一項の規定により食鳥処理業者の地位が承継されたとき（それぞれ譲渡により当該地位を承継した場合に限る。）は、可能な限り速やかに施設に立ち入り、地位を承継した者による衛生管理が適切に実施されていること等を確認する。

2 (略)

二 (略)

三 施設への立入検査に関する事項

1 (略)

2 違反を発見した場合の対応

立入検査により法第五十四条の規定による施設基準の違反、法第十三条第一項の規定による製造基準の違反等の法の規定に違反している状況を発見した場合は、極力その場において改善指導を行うとともに、違反が軽微な場合であつて直ちに改善が図られるもの以外の法違反については書面にて改善指導を行う。

法違反に係る食品等が現存する場合には、当該食品等が販売の用に供され、又は営業上使用されないよう、必要に応じて関係都道府県等と連携して廃棄、回収等の措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、法第五十九条、第六十条又は第六十一条の規定に基づく処分を行う。また、悪質な事例については告発を行う。

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第六十九条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した者（原則として当該違反により書面による行政指導（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第六号に規定する行政指導をいう。以下同じ。）の対象となる者を含み、違反が軽微で

ないものであつても、病者、高齢者、児童等が主に利用する施設である病院、社会福祉施設、学校給食施設等に関しては、重点を置いて監視指導を実施する。

2 (略)

二 (略)

三 施設への立入検査に関する事項

1 (略)

2 違反を発見した場合の対応

立入検査により法第五十一条の規定による施設基準の違反、法第十三条第一項の規定による製造基準の違反等の法の規定に違反している状況を発見した場合は、極力その場において改善指導を行うとともに、違反が軽微な場合であつて直ちに改善が図られるもの以外の法違反については書面にて改善指導を行う。

法違反に係る食品等が現存する場合には、当該食品等が販売の用に供され、又は営業上使用されないよう、必要に応じて関係都道府県等と連携して廃棄、回収等の措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、法第五十四条、第五十五条又は第五十六条の規定に基づく処分を行う。また、悪質な事例については告発を行う。

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第六十三条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した者（原則として当該違反により書面による行政指導（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第六号に規定する行政指導をいう。以下同じ。）の対象となる者を含み、違反が軽微で

あつて、かつ当該違反について直ちに改善が図られた者を除く。の名称、対象食品等、対象施設等を随時公表する。また、関係法令の規定に基づき、関係行政機関に対し必要な通知を行う。

なお、違反者の名称等の公表に際しては、都道府県等の講じた措置の内容、違反原因及び改善状況についても、判明次第、公表を行う。

四 食品等の収去検査等に関する事項

1・2 (略)

3 違反を発見した場合の対応

検査の結果、違反が発見された場合については、生産、製造、加工等を行った場所を所管する都道府県等が異なる場合には、速やかに当該都道府県等の食品衛生担当部に連絡するとともに、当該食品等について、販売の用に供し、又は営業上使用されないよう、必要に応じて関係都道府県等と連携して廃棄、回収等の措置を速やかに講ずる。

また、必要に応じ、法第五十九条、第六十条又は第六十一条の規定に基づく処分を行い、悪質な事例については告発を行う。

広域流通食品等及び輸入食品等に係る違反を発見した場合には、関係する都道府県等の食品衛生担当部局又は厚生労働省へ迅速に情報提供し、連携して違反に係る食品等の流通防止措置、再発防止措置等の必要な措置を講ずるとともに、改善の状況についても情報提供する。

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、第六十九条の規定に基づき、法又は法に基づく処分違反した者（原則として当該違反により書面による行政指導の対象となる者を含む、違反が軽微であつて、かつ当該違反について直ちに改善が図られた者を除く。）の名称、対象食品、対象施設等を随時公表する。また、関係法令の規定に基づき、関係行政機関に対し必要な通知を行う。

あつて、かつ当該違反について直ちに改善が図られた者を除く。の名称、対象食品等、対象施設等を随時公表する。また、関係法令の規定に基づき、関係行政機関に対し必要な通知を行う。

なお、違反者の名称等の公表に際しては、都道府県等の講じた措置の内容、違反原因及び改善状況についても、判明次第、公表を行う。

四 食品等の収去検査等に関する事項

1・2 (略)

3 違反を発見した場合の対応

検査の結果、違反が発見された場合については、生産、製造、加工等を行った場所を所管する都道府県等が異なる場合には、速やかに当該都道府県等の食品衛生担当部に連絡するとともに、当該食品等について、販売の用に供し、又は営業上使用されないよう、必要に応じて関係都道府県等と連携して廃棄、回収等の措置を速やかに講ずる。

また、必要に応じ、法第五十四条、第五十五条又は第五十六条の規定に基づく処分を行い、悪質な事例については告発を行う。

広域流通食品等及び輸入食品等に係る違反を発見した場合には、関係する都道府県等の食品衛生担当部局又は厚生労働省へ迅速に情報提供し、連携して違反に係る食品等の流通防止措置、再発防止措置等の必要な措置を講ずるとともに、改善の状況についても情報提供する。

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、第六十三条の規定に基づき、法又は法に基づく処分違反した者（原則として当該違反により書面による行政指導の対象となる者を含む、違反が軽微であつて、かつ当該違反について直ちに改善が図られた者を除く。）の名称、対象食品、対象施設等を随時公表する。また、関係法令の規定に基づき、関係行政機関に対し必要な通知を行う。

なお、違反者の名称等の公表に際しては、都道府県等の講じた措置の内容、違反原因及び改善状況についても、判明次第、公表を行う。

検査の結果違反が発見された場合であつて、当該食品等を製造、加工等した者の検査の能力等からみて、継続的に当該者の製造、加工等する食品等の検査が必要と判断される場合には、積極的に法第二十六条第一項の命令検査を活用する。製造者及び加工者を所管する都道府県等が異なる場合には、違反の発見の事実を連絡するとともに、収去検査及び命令検査の発動等の必要な対応の実施を要請する。

七五・六（略） 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項

1 食中毒発生時の対応

食中毒発生時の対応については、法第六十三条から第六十五条までの規定並びにこれらの規定に基づく政令及び省令並びに関係通知に基づき、適切に原因究明及び健康危機管理対策を実施する。発生時の対策としては、必要に応じ、薬事監視、医療監視、水道担当部局等関係部局への迅速な情報提供及び当該関係部局との密接な連携を図るとともに、被害拡大防止のため、迅速な原因究明調査の実施、必要な情報の迅速な公表等が必要である。

また、広域的な食中毒事案が発生し、法第六十六条の規定に基づき、広域連携協議会が開催されたときは、当該協議会を活用し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するため必要な対策について協議する。

さらに、事案の悪質性、組織性、緊急性、広域性等を総合的に勘案し、繰り返し食中毒を発生させる等の事案には、告発等の厳正な措置を講じる。

食中毒予防の観点から、食中毒発生状況に関する食品等事

なお、違反者の名称等の公表に際しては、都道府県等の講じた措置の内容、違反原因及び改善状況についても、判明次第、公表を行う。

検査の結果違反が発見された場合であつて、当該食品等を製造、加工等した者の検査の能力等からみて、継続的に当該者の製造、加工等する食品等の検査が必要と判断される場合には、積極的に法第二十六条第一項の命令検査を活用する。製造者及び加工者を所管する都道府県等が異なる場合には、違反の発見の事実を連絡するとともに、収去検査及び命令検査の発動等の必要な対応の実施を要請する。

七五・六（略） 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項

1 食中毒発生時の対応

食中毒発生時の対応については、法第五十八条から第六十条までの規定並びにこれらの規定に基づく政令及び省令並びに関係通知に基づき、適切に原因究明及び健康危機管理対策を実施する。発生時の対策としては、必要に応じ、薬事監視、医療監視、水道担当部局等関係部局への迅速な情報提供及び当該関係部局との密接な連携を図るとともに、被害拡大防止のため、迅速な原因究明調査の実施、必要な情報の迅速な公表等が必要である。

また、広域的な食中毒事案が発生し、法第六十条の二の規定に基づき、広域連携協議会が開催されたときは、当該協議会を活用し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議する。

さらに、事案の悪質性、組織性、緊急性、広域性等を総合的に勘案し、繰り返し食中毒を発生させる等の事案には、告発等の厳正な措置を講じる。

食中毒予防の観点から、食中毒発生状況に関する食品等事

業者及び住民への情報提供を図ることも重要である。

2 (略)

八 計画策定に係る情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項

監視指導計画の策定に当たっては、法第七十条第二項の規定に基づき、その案の段階において、趣旨及び概要をできるだけ分かりやすく公表するとともに、住民参加型の意見交換会の実施、ホームページ、広報紙等を通じた意見募集等の地域の実情に応じた手段により、地域の消費者及び事業者を含めた住民からの意見を広く求め、当該意見をもとに案を再度検討するなど、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図る。

九 (略)

第四項 輸入食品監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

(略)

一 (略)

二 違反を発見した場合の対応に関する事項

違反を発見した場合には、必要に応じて関係都道府県等と連携を図りながら、廃棄、回収等の措置を速やかに講じ、違反を繰り返す業者等については、法第六十条第二項の規定に基づき、必要に応じ、衛生管理体制が確保されていることを確認するまでの間、輸入に係る営業の禁止又は停止を命ずる。また、悪質な事例については告発を行う。

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第六十九条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した輸入者（原則として当該違反により書面による行政指導の対象となる輸入者を含み、違反が軽微であつて、かつ当該違反について直ちに改善が図られた輸入者を除く。）の名称、対象食品等を随時公表する。

業者及び住民への情報提供を図ることも重要である。

2 (略)

八 計画策定に係る情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項

監視指導計画の策定に当たっては、法第六十四条第二項の規定に基づき、その案の段階において、趣旨及び概要をできるだけ分かりやすく公表するとともに、住民参加型の意見交換会の実施、ホームページ、広報紙等を通じた意見募集等の地域の実情に応じた手段により、地域の消費者及び事業者を含めた住民からの意見を広く求め、当該意見をもとに案を再度検討するなど、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図る。

九 (略)

第四項 輸入食品監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

(略)

一 (略)

二 違反を発見した場合の対応に関する事項

違反を発見した場合には、必要に応じて関係都道府県等と連携を図りながら、廃棄、回収等の措置を速やかに講じ、違反を繰り返す業者等については、法第五十五条第二項の規定に基づき、必要に応じ、衛生管理体制が確保されていることを確認するまでの間、輸入に係る営業の禁止又は停止を命ずる。また、悪質な事例については告発を行う。

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第六十三条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した輸入者（原則として当該違反により書面による行政指導の対象となる輸入者を含み、違反が軽微であつて、かつ当該違反について直ちに改善が図られた輸入者を除く。）の名称、対象食品等を随時公表する。

なお、違反者の名称等の公表に際しては、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第、公表を行う。

三・四 (略)

五 計画策定に係る情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項

輸入食品監視指導計画の策定に当たっては、法第七十条第二項の規定に基づき、その案の段階において、趣旨及び概要をできるだけ分かりやすく公表するとともに、意見交換会、ホームページ等により消費者及び事業者を含めた国民各層からの意見を広く求め、当該意見をもとに案を再度検討するなど、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図る。

六 (略)

第五 食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項

次に掲げる事項等食品等事業者自らが実施する衛生管理の向上のための取組を実施するよう、都道府県等は国内の製造者、加工者、販売者等の食品等事業者に対して、また、厚生労働省は輸入者に対して、必要に応じて農林水産部局とも連携を図りながら、指導を実施する。

実施する事項について、監視指導計画又は輸入食品監視指導計画（第六及び第七において「監視指導計画等」という。）に記載する。

一・二 (略)

三 食品等事業者が講ずべき公衆衛生上の措置の普及啓発

営業者が自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般的衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理を適切に実施できるよう、業種別の講習会を開催する等の方法により支援する。

器具又は容器包装を製造する食品等事業者については、器具

なお、違反者の名称等の公表に際しては、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第、公表を行う。

三・四 (略)

五 計画策定に係る情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項

輸入食品監視指導計画の策定に当たっては、法第六十四条第二項の規定に基づき、その案の段階において、趣旨及び概要をできるだけ分かりやすく公表するとともに、意見交換会、ホームページ等により消費者及び事業者を含めた国民各層からの意見を広く求め、当該意見をもとに案を再度検討するなど、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図る。

六 (略)

第五 食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項

法に食品等事業者の責務が明記されたこと及びHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、次に掲げる事項等自らが実施する衛生管理の向上のための取組を実施するよう、都道府県等は国内の製造者、加工者、販売者等の食品等事業者に対して、また、厚生労働省は輸入者に対して、必要に応じて農林水産部局とも連携を図りながら、指導を実施する。

実施する事項について、監視指導計画又は輸入食品監視指導計画（第六及び第七において「監視指導計画等」という。）に記載する。

一・二 (略)

三 食品等事業者が講ずべき公衆衛生上の措置の普及啓発

営業者が自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般的衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理を適切に実施できるよう、業種別の講習会を開催する等の方法により支援する。

器具又は容器包装を製造する食品等事業者については、器具

又は容器包装を製造するための一般的衛生管理を、器具又は容器包装を製造する営業者のうち、令第一条に規定する材質の原材料が使用されたものを製造する営業者については、法第五十二条第一項第二号に規定する製造管理基準に沿った衛生管理を適切に実施できるよう意識向上を図る。また、器具若しくは容器包装又はこれらの原材料を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者が法第五十三条の規定に基づく説明を円滑に実施できるよう意識向上を図る。

四 (略)

第七 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

(略)

一 (略)

二 食品衛生管理者等の食品等事業者自らが実施する衛生管理を担う者の養成及び資質の向上

法の食品衛生管理者、と畜場法の衛生管理責任者及び作業衛生責任者並びに食鳥処理法の食鳥処理衛生責任者については、各法令に基づき、厚生労働省、都道府県等又は登録養成施設若しくは登録養成講習会を実施する者により、適切に講習会等を実施するとともに、定期的にその再教育の実施を推進する。

法第五十四条の許可を要する営業が行われる施設の食品衛生責任者については、都道府県等が定期的に実施する講習会等を受講させ、食品衛生責任者に新たな知識の習得に努めさせる。また、同条の許可を要さない営業が行われる施設において営業を行う者についても、積極的に講習会等を受講させることを推進する。なお、ふぐ処理者については、都道府県等がふぐの種類別の鑑別に関する知識、有毒部位を除去する技術等を確認するための試験を実施する。

また、法第三条第一項において、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得が求められていることを踏まえ、食品等事業者自らが行う食品安全に係る知識及び技術を有する者

又は容器包装を製造するための一般的衛生管理を、器具又は容器包装を製造する営業者のうち、令第一条に規定する材質の原材料が使用されたものを製造する営業者については、法第五十二条の三第一項第二号に規定する製造管理基準に沿った衛生管理を適切に実施できるよう意識向上を図る。また、器具若しくは容器包装又はこれらの原材料を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者が法第五十条の四の規定に基づく説明を円滑に実施できるよう意識向上を図る。

四 (略)

第七 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

(略)

一 (略)

二 食品衛生管理者等の食品等事業者自らが実施する衛生管理を担う者の養成及び資質の向上

法の食品衛生管理者、と畜場法の衛生管理責任者及び作業衛生責任者並びに食鳥処理法の食鳥処理衛生責任者については、各法令に基づき、厚生労働省、都道府県等又は登録養成施設若しくは登録養成講習会を実施する者により、適切に講習会等を実施するとともに、定期的にその再教育の実施を推進する。

法第五十一条の許可を要する営業が行われる施設の食品衛生責任者については、都道府県等が定期的に実施する講習会等を受講させ、食品衛生責任者に新たな知識の習得に努めさせる。また、同条の許可を要さない営業が行われる施設において営業を行う者についても、積極的に講習会等を受講させることを推進する。なお、ふぐ処理者については、都道府県等がふぐの種類別の鑑別に関する知識、有毒部位を除去する技術等を確認するための試験を実施する。

また、法第三条第一項において、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得が求められていることを踏まえ、食品等事業者自らが行う食品安全に係る知識及び技術を有する者

の養成及び資質の向上を推進する。

の養成及び資質の向上を推進する。